

保護者 様

愛知県立岡崎商業高等学校長

公立高等学校等奨学給付金について

奨学給付金は、全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の経済的な負担を軽減するために、**返済不要**の給付金を支給する制度です。

令和8年度の高等学校等就学支援金の受給資格を有し、さらに保護者全員の市民税及び県民税の所得割額が182、500円未満または生活保護世帯のうち生業扶助受給世帯が対象となります。

裏面の「令和8年度 愛知県公立高等学校等奨学給付金の案内」を御確認のうえ、受給を希望される場合は下記のとおり申請してください。

記

1 申請について

(1) 通常申請

申請を希望する方は本校ホームページ (<https://okazaki-ch.aichi-c.ed.jp/cms/>) からダウンロードし、必要書類を提出してください。これにより難しい場合は事務室に御相談ください。

(2) 家計急変に伴う特例措置に係る申請

通常申請では対象とならないが、家計急変により収入が減少し、保護者全員の申請年度の市民税及び県民税の所得割額が支給要件相当と認められれば受給の対象となる場合があります。
受給を希望される場合は事務室に御相談ください。

2 提出期限 令和8年10月2日（金）16：00まで

※家計急変の場合は期限後もしばらく受け付けます。

3 提出場所 **事務室**（8：30から16：00の間に提出してください）

4 提出書類 (1)支給申請書 様式第1の1（その1）

(2)世帯の所得に関する証明書

「令和8年度 愛知県公立高等学校等奨学給付金の案内」で御確認ください。

(3)振込先口座の通帳もしくはキャッシュカードの写し

※家計急変に伴う申請をされる方には、別で必要書類をお伝えします。

担当 事務室（収入担当）

電話 0564-21-3599

令和 8 年度 愛知県公立高等学校等奨学給付金の案内

1 受給要件

保護者等の住民票上の住所が「**愛知県内**」であることが必要です。

※愛知県以外にお住まいの場合は、住民票のある都道府県教育委員会にお問い合わせください。

2 申請に必要な書類等

支給申請書の他、①世帯の所得要件 及び ②生徒の国籍・在留資格要件を証明するものとして、以下の2種類をご用意いただき、生徒が在学する学校を経由して愛知県教育委員会へご提出ください。

①世帯の所得に関する要件

	必要書類
生活保護受給世帯	生活保護の受給証明書 ※令和 8 年 7 月 1 日以降に発行された、生業扶助の記載があるもの
住民税非課税世帯 (住民税所得割が非課税の世帯)	非課税証明書(保護者等の全員分) ※令和8年度分
その他(次ページの表参照)	課税証明書(保護者等の全員分) ※令和8年度分

②生徒の国籍・在留資格等に関する要件

	必要書類
生徒が愛知県内の学校に通学している場合	不要 ※就学支援金等(就学支援金、学び直し支援金、専攻科支援金)の支給決定を受ける際にご提出いただいた書類をもとに判定を行います。
生徒が愛知県外の学校に通学している場合	・ 国籍・在留資格申告書 に加え 以下のいずれか ・ 住民票の写し(原本) ・ 在留カードもしくは特別永住者証明書の写し ※家族滞在の方は、上記に加え別途必要書類がありますので、個別にお問い合わせください。

【例】愛知県内の学校に通っており、両親ともに愛知県内に在住で、父親が会社員、母親が無職の場合
⇒「支給申請書」、①「両親の課税証明書」を学校に提出する

【例】愛知県外の学校に通っており、ひとり親の母親が愛知県内に在住で、非課税世帯の場合
⇒「支給申請書」、①「母親の非課税証明書」、②「国籍・在留資格等申告書」「②住民票の写し(原本)、在留カード
もしくは特別永住者証明書の写し」を学校に提出

★生徒の国籍・在留資格等により、対象となる制度が異なります。

制度	対象生徒	給付内容
A 奨学給付金 新制度	・令和8年度の就学支援金等(新制度)、授業料に係る補助の受給資格のある生徒 ・日本国籍を有する生徒 ・永住者等、将来に渡り日本に定着する意思がある生徒 等	世帯の所得額(課税証明書の住民税所得割額)が下表に記載の額(原則、所得割額 182,500 円未満(年収 490 万円相当世帯)に該当する場合、給付金が支給されます。
B 奨学給付金 旧制度	・令和8年度の「就学支援金等(旧制度)」や「高校生等・新修学支援金」の受給資格のある生徒 ・A に該当しない生徒(外国籍で、日本に定着する意思のない生徒 等)	世帯の所得額(課税証明書の住民税所得割額)が下表に記載の額(原則、 生活保護、非課税世帯までが対象)に該当する場合、給付金が支給されます。

【A 新制度】に該当する世帯の給付額

課程	生活保護世帯	住民税 非課税世帯	所得割額 105,500 円 未満世帯	所得割額 105,500 円 以上 182,500 円未満世帯	(専攻科) 所得割額 105,500 円以上 264,500 円未満 多子世帯
全日制 定時制	32,300 円	143,700 円	47,900 円	35,930 円	
通信制	32,300 円	50,500 円	16,830 円	12,630 円	
専攻科		50,500 円	16,830 円		12,630 円

※前年度からの変更点
全日制・定時制・通信制： 所得割額合算額 182,500 円未満（年収 490 万円相当世帯）まで対象世帯を拡充
専攻科： 支給額の増額

【B 旧制度】に該当する世帯の給付額

課程	生活保護世帯	住民税 非課税世帯	(専攻科) 所得割額 105,500 円 未満世帯	(専攻科) 所得割額 105,500 円以上 264,500 円未満 多子世帯
全日制 定時制	32,300 円	143,700 円		
通信制	32,300 円	50,500 円		
専攻科		50,500 円	10,100 円	10,100 円

※前年度と同様であり、全日制・定時制・通信制は生活保護世帯又は非課税世帯が対象

<よくあるご質問>

Q 課税証明書に記載された所得割額が 182,500 円以上ですが、数か月前に疾病で離職しました。給付金の申請はできませんか。

A 令和 8 年 1 月 1 日以降に発生した事由により家計が急変した場合は給付対象となる可能性があります。まずは、お通いの学校、または高等学校教育課へお問い合わせください。